

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月31日から同年11月1日まで

昭和42年4月1日にA事業所C支店に入社し、43年5月1日に同事業所B支店に転勤になった。B支店が45年10月31日に閉鎖されたことにより、同年11月1日から同一グループ内のD事業所E支店に勤務することになった。A事業所B支店には、45年10月31日まで勤務していたので、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を45年10月31日から同年11月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の親会社であるD事業所E支店の申立期間当時の総務課長、申立人の上司及び同僚の供述並びに雇用保険被保険者記録等から判断して、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和45年11月1日にA事業所B支店からD事業所E支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所B支店における申立人に係る昭和45年10月1日の社会保険事務所の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、後継事業所の事業主は不明としているが、申立事業所の事業主が資格喪失日を昭和45年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格

喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から47年3月まで

昭和44年3月に結婚してすぐに、当時住んでいたA市町村役場から、50代ぐらいの女性の集金人が毎月500円の国民年金保険料を自宅に集金に来てくれていた。結婚後、しばらくしてからは夫の保険料も一緒に集金してもらい、48年7月にB市町村に転居するまで、同じ集金人に毎月欠かさず一人分の保険料500円を納めていたはずである。B市町村に転居後すぐにA市町村で納付していた国民年金に引き続き納付できるように手続したことを記憶している。

結婚直後からA市町村で集金してもらい欠かさず納めてきたはずである国民年金の納付記録が未納となっているのは納得できず、訂正を申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年3月に結婚してすぐに、A市町村役場から集金人が来て国民年金の保険料を納付し始めたと主張しているが、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は47年2月1日に社会保険事務所からA市町村に交付されたものである。

また、A市町村に保管されている当該番号の国民年金被保険者台帳において、昭和47年4月18日付けで国民年金の新規資格取得の事務処理がされ、申立人に払い出されたことが確認できることから、申立期間当時、A市町村では申立人の国民年金の加入手続がされておらず、集金人が申立人宅に申立人の国民年金保険料を集金に来ることはなかったと推認される。

さらに、申立人は、結婚後、しばらくしてからは夫の保険料も一緒に集金してもらっていたと主張しているが、その夫も申立期間当時はその期間のほとんどが未納となっている。

加えて、申立人は一人分の国民年金保険料として毎月500円を集金人に納付していたと主張しているが、申立期間のうち、昭和44年3月から45年6月までの保険料は250円であり、45年7月から保険料が450円に改定されている

ことから、申立人が結婚直後からB市町村に転居するまで納付していたと主張する保険料額と相当の相違がある。

そのほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から31年8月15日まで

前回の申立てで、船員保険被保険者であったとする物的証明が何も無く記録訂正が認められなかったが、新しい資料として昭和63年2月5日付けのA社会保険事務所長からの回答書を添付し、再申立てをする。この回答書に記載された当時の勤務先であるB事業所の記号番号(C番)から、私が船員保険被保険者であった事実が証明されると確信しているので、記録を訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立ては、申立人は当該事業所において起重機船に乗って仕事をしていたので船員保険被保険者であると主張するものであるが、起重機船等推進器を有していない日本船舶の乗組員は船員保険法第17条、船員法第1条、船舶法第1条及び船舶法施行細則第2条の規定により船員保険被保険者となることはできず、申立事業所においても、「他の船舶に引かれて動く起重機船等の乗組員は船員保険の対象としていなかったと思う。」と供述し、また、申立人の上司等は、「起重機船等の作業船は推進器が無いので、作業船で勤務していた者は船員保険被保険者ではなく厚生年金保険被保険者である。」と供述していること等により、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月29日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、新しい資料として昭和63年2月5日付けのA社会保険事務所長からの回答書を提出し、この回答書に記載されている当該事業所の記号番号「C番」から船員保険被保険者であったとして再申立てをしている。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び船員保険被保険者名簿により、当該記号番号は健康保険の記号番号であり船員保険の記号番号ではないことが確認できる。ちなみに、当該事業所の船員保険の記号番号は「D番」となっていることから、委員会の当初

の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月から32年10月まで

同郷の先輩の紹介によりA事業所に就職し、当該事業所では、昭和30年6月から32年10月まで継続して勤務したが、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録がまったく無い。

当該期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時に撮影されたとする写真並びに同僚の妻及び当時の事業主の息子の供述から判断すると、申立人が申立期間において、期間は特定できないもののA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間当時の経理事務担当者の二人のうち一人は死亡し、申立人を当該事業所に紹介したとする同郷の先輩に当たるもう一人の同僚は、「当時のことは何も覚えていない。」としており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

また、当該事業所は昭和37年7月1日に解散しており、上記事業主の息子は、「当該事業所からは、屋号だけを引き継いで個人事業所を営んでいるので、当時の資料は保管していない。また、当時は、申立人と一緒に当該事業所で勤務していたが経営に関与していなかったため保険料控除の状況はわからない。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記憶する同僚のうち在職中に死亡したとされる同僚及び上記事業主の息子の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当該事業所は、必ずしも全従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、当該被保険者名簿において申立人の氏名は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 45 年 6 月まで

私は、申立期間当時、A事業所において、営業に従事していた。健康保険証を会社からもらい、通院した記憶もある。同事業所における厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので、記録の訂正を申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について事業主に照会したところ、「勤務実態を確認できる関連資料は無いが、当時の取扱いとして、営業に従事していた者については販売委託契約を結び、歩合制により報酬を支払っており、このうち、一部の販売成績優秀者についてのみ雇用契約を結び、厚生年金保険に加入させていた。」との回答があった。

また、申立人が記憶する申立期間当時の支店長は、「申立人を採用したことは記憶しているものの、厚生年金保険の加入手続等については具体的な記憶は無い。しかし、自分自身も入社当初は営業に従事しており、当初は販売委託契約を結び、給与は固定給では無く個人事業主のような取扱いであった。しばらくして営業成績が上がってきたので社会保険に加入してもらったように思う。」と供述している。

さらに、申立人が当時の同僚であったと記憶している同じ職種の同僚3人については、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票に氏名が記録されておらず、当該事業所での厚生年金保険加入記録が無い。

加えて、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、厚生年金保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは、

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月から33年8月まで  
② 昭和38年2月から39年8月まで

申立期間①に係るA地区に所在していたB事業所では、機械の調整の仕事をしていました。在職中に息子が生まれ、その際会社から交付された健康保険証を使ったことを記憶している。また、事業主の息子が現在も同地区に居住しているので調べた上、厚生年金保険の記録の訂正をしてほしい。

申立期間②に係るC事業所では、機械の整形の仕事をしていました。会社を退職する時に、健康保険証を会社へ返した覚えがあるので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A地区に所在し申立人が勤務していたと申し立てているB事業所は、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所記号払出簿において記号が払い出された記録が無いことから、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が同地区に現在も居住していると記憶している事業主の息子と同じ氏名の者の妻は、「義父及び夫は、申立ての事業所及び事業主とは、全く関連が無い。親類でもそのようなことを聞いたことがない。」と供述している上、同地区の事業主と同じ姓の者3人に同様の照会をしたが、「全く知らない。」との回答しか得られない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたと記憶している同僚についても、氏名及び年齢等も明確に記憶していないことから、調査をするも住所等もわからない上、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録からも確認できないことから、有力な証言を得ることができない。

このほか、申し立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は、見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、同僚の供述により、期間を特定できないものの、C事業所において申立期間の一時期勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人を記憶していると供述している一人を含めた当時の事務担当者3人は、「申立人は勤務していても1年未満の短期間であったと思う。申立期間当時、当事業所は、職人についてはすぐ辞めるので入社後1年から1年半ほどの試用期間が設けられており、厚生年金保険への加入及び保険料の控除をしていない人が多かった。」と供述している。

また、当該事業所は既に廃業しており、当時の事業主も死亡し、事業主の息子も申立期間の関連資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の保険料控除については不明と回答している。

さらに、社会保険事務所保管の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から37年3月31日まで  
前に勤務していた会社でA事業所と取引したことを契機に、同事業所の社長に誘われ転職し、約1年間勤務した。当時は、厚生年金保険に関する意識が乏しく、厚生年金保険料控除額等の明確な記憶は無い。  
しかし、勤務期間は1年ではあるが、以前の会社から継続して勤務しているはずであり、厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので、記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所に転職した経緯、勤務地に関する供述及び申立人の保管する社内旅行の写真並びに当該事業所の刊行物等から申立人は申立期間当時、当該事業所に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、当該事業所について、社会保険庁のオンライン記録で検索したが、厚生年金保険の適用事業所であるとの記録は確認できず、当該事業所の管轄の社会保険事務所においても、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないことから、当該事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、昭和54年4月に商号を変更し、59年12月に閉鎖している上、事業主も死亡しており、申立期間当時の厚生年金保険についての証言は得られない。

さらに、申立期間当時、当該事業所の事業主は、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた記録がある上、当該事業所での厚生年金保険の加入及び保険料控除に関する記憶はあいまいである。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月21日から同年7月1日まで

私は、A事業所を平成14年6月20日に退職したのは事実であるが、退職した6月分まで健康保険厚生年金保険料が控除されていた。しかしながら、ねんきん定期便では13年2月から14年5月までの16か月の被保険者期間としかなっていないことが分かった。14年6月分の保険料が控除されていたのは給与明細書から明らかなので事業所から保険料を返金するのではなく、厚生年金保険被保険者期間を17か月にしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険法第14条及び同法19条において、事業所を退職した翌日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日とし、被保険者期間を計算する場合にはこの資格喪失日の前月までを被保険者期間に算入すると規定されている。これらの規定により、平成14年6月を被保険者期間とするには、申立人が少なくとも同年6月30日以降までA事業所に在職し、退職日の翌日である資格喪失日を同年7月1日以降としなければならない。

しかしながら、申立人が所持している給与所得の源泉徴収票（平成14年分）及び雇用保険被保険者記録により申立人が平成14年6月20日に当該事業所を退職したことが確認でき、申立人自身も同日に退職したことを記憶している。

また、給与支給明細書（平成14年6月分）において、2か月分（同年5月、6月分）の健康保険厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、このことについてA事業所の事業主の妻は「当時、給料の締日は20日で支払日は25日であり、保険料は翌月控除としていた。申立人の分については、本来5月分の健康保険厚生年金保険料を控除すべきところ、こちらのミスで6月分まで控除しすぎてしまった。誤って控除した分については申立人に返金する。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が、平成 14 年 6 月分の厚生年金保険料を事業主により同年 6 月分給与から控除されていることが確認できるが、申立期間について、申立人は当該事業所に使用された者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。